

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【公開番号】特開2014-138752(P2014-138752A)

【公開日】平成26年7月31日(2014.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2014-041

【出願番号】特願2013-259895(P2013-259895)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月19日(2014.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者に対して発行される遊技用記録媒体として、登録した会員に対して発行される会員用遊技用記録媒体または会員でない不特定な遊技者に対して発行される一般用遊技用記録媒体を受付けて、該受付けた遊技用記録媒体に記録されている記録媒体識別情報の読み出しを行う記録媒体読出部、及び前記遊技用記録媒体のうちの一般用遊技用記録媒体を貯留するための遊技用記録媒体貯留部を有し、該遊技用記録媒体貯留部に貯留している一般用遊技用記録媒体を振分け先の一般用遊技用記録媒体として発行する記録媒体処理手段と、前記記録媒体読出部により読み出した記録媒体識別情報を送信する記録媒体識別情報送信手段と、該記録媒体識別情報から特定される所有遊技媒体数を遊技に使用するための処理を行う使用処理手段と、遊技媒体を計数するための計数手段と、を備え、遊技機に対応して設けられた遊技用装置と、

前記遊技用装置とデータ通信可能に接続され、記録媒体識別情報に対応付けて所有遊技媒体数を管理する管理装置と、

から成る遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記計数手段にて計数された計数遊技媒体数の少なくとも一部である振分け遊技媒体数を他の遊技者の所有遊技媒体数として振分けるための振分け操作を受付ける振分操作受け手段と、

該振分け操作の受けに応じて、前記振分け遊技媒体数を特定可能な情報と、振分け元の遊技用記録媒体から前記記録媒体読出部により読み出した振分け元の記録媒体識別情報と、発行する振分け先の一般用遊技用記録媒体から前記記録媒体読出部により読み出した振分け先の記録媒体識別情報とを送信する振分け要求送信手段と、

振分け先の前記一般用遊技用記録媒体を排出する旨を報知する報知手段と、  
を備え、

前記管理装置は、

前記振分け要求送信手段から送信された振分け元の記録媒体識別情報に対応付けて記憶されている所有遊技媒体数から前記振分け遊技媒体数を減算更新する処理と、前記振分け

要求送信手段から送信された振分け先の記録媒体識別情報を記憶する処理と、該振分け先の記録媒体識別情報に対応付けて前記振分け遊技媒体数を記憶するための処理とを含む振分け処理を行う振分け処理手段と、

前記記録媒体識別情報送信手段から送信されてくる記録媒体識別情報が、当該管理装置に記憶されている振分け先の記録媒体識別情報に一致するか否かを判定し、一致することを条件に該振分け先の記録媒体識別情報に対応付けて記憶されている前記振分け遊技媒体数の使用を可能にする使用可能化処理を実行する使用可能化処理手段と、  
を備え、

前記使用処理手段は、前記使用可能化処理手段により使用可能化処理が行われたことを条件に、前記振分け先の記録媒体識別情報に対応付けて記憶されている前記振分け遊技媒体数を遊技に使用するための処理を行うことを特徴とする遊技用システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の請求項1に記載の遊技用システムは、

遊技者に対して発行される遊技用記録媒体（ビジターカード、会員カード）として、登録した会員に対して発行される会員用遊技用記録媒体または会員でない不特定な遊技者に対して発行される一般用遊技用記録媒体を受付けて、該受付けた遊技用記録媒体に記録されている記録媒体識別情報（カードID、持玉数データ（ビジターカードのみ））の読み出しを行う記録媒体読出部、及び前記遊技用記録媒体のうちの一般用遊技用記録媒体を貯留するための遊技用記録媒体貯留部を有し、該遊技用記録媒体貯留部に貯留している一般用遊技用記録媒体を振分け先の一般用遊技用記録媒体として発行する記録媒体処理手段（カードリーダライタ327）と、前記記録媒体読出部により読み出した記録媒体識別情報を送信する記録媒体識別情報送信手段（通信部334、制御ユニット328；カード受け処理）と、該記録媒体識別情報から特定される所有遊技媒体数を遊技に使用するための処理（払出処理）を行う使用処理手段（制御ユニット328）と、遊技媒体（パチンコ玉）を計数するための計数手段（計数払出ユニット348）と、を備え、遊技機（パチンコ機2）に対応して設けられた遊技用装置（カードユニット3）と、

前記遊技用装置とデータ通信可能に接続され、記録媒体識別情報（カードID）に対応付けて所有遊技媒体数（持玉数（計数済玉数））を管理する管理装置（管理コンピュータ150）と、

から成る遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記計数手段にて計数された計数遊技媒体数（計数済玉数）の少なくとも一部である振分け遊技媒体数を他の遊技者の所有遊技媒体数（持玉数）として振分けるための振分け操作を受付ける振分け操作受付け手段（メインメニューの「振分け」の選択入力を受付ける透明タッチパネル314）と、

該振分け操作の受付けに応じて、前記振分け遊技媒体数を特定可能な情報と、振分け元の遊技用記録媒体から前記記録媒体読出部により読み出した振分け元の記録媒体識別情報（カードID（振分け元））と、発行する振分け先の一般用遊技用記録媒体から前記記録媒体読出部により読み出した振分け先の記録媒体識別情報（カードID（振分け先））とを送信する振分け要求送信手段（Sf11、Sf12の各発行振分け処理を実施する制御

ユニット328)と、

振分け先の前記一般用遊技用記録媒体を排出する旨を報知する報知手段と、  
を備え、

前記管理装置は、

前記振分け要求送信手段から送信された振分け元の記録媒体識別情報に対応付けて記憶されている所有遊技媒体数から前記振分け遊技媒体数(振分け玉数)を減算更新する処理(振分け要求に含まれるカードID(振分け元)に対応付けて会員貯蓄管理テーブルまたはビジター貯蓄管理テーブルに記憶されている持玉数から振分け玉数を減算する処理)と、前記振分け要求送信手段から送信された振分け先の記録媒体識別情報を記憶する処理(振分け先カードとして振分け要求に含まれるカードID(振分け先)を含む振分け履歴を振分け履歴テーブルに登録する処理)と、該振分け先の記録媒体識別情報に対応付けて前記振分け遊技媒体数を記憶するための処理(カード受付け通知の受信において実施する図26の処理)とを含む振分け処理を行う振分け処理手段(CPU152)と、

前記記録媒体識別情報送信手段から送信されてくる記録媒体識別情報が、当該管理装置に記憶されている振分け先の記録媒体識別情報に一致するか否かを判定(カード受付け通知の受信時における図26の処理において、受信したカード受付け通知に含まれるカードIDと、利用受付けに「0」が登録されている振分け履歴に含まれるカードIDとが一致するか否かを判定)し、一致することを条件に該振分け先の記録媒体識別情報に対応付けて記憶されている前記振分け遊技媒体数の使用を可能にする使用可能化処理を実行する使用可能化処理手段(受付け処理完了通知)と、

を備え、

前記使用処理手段は、前記使用可能化処理手段により使用可能化処理が行われたことを条件に、前記振分け先の記録媒体識別情報に対応付けて記憶されている前記振分け遊技媒体数を遊技に使用するための処理を行うことを特徴としている。

この特徴によれば、同一の遊技媒体データによる所有遊技媒体数を複数の遊技者にて使用できるようにする振分けが、振分け先遊技用記録媒体を新たに発行することにより実施されるので、会員カードを所持していない一般的な遊技者であっても、これらの振分けを受けることができるばかりか、この振分けを簡便且つ正確に実施することができる。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の手段1に記載の遊技用システムは、請求項1に記載の遊技用システムであって、

前記管理装置(管理コンピュータ150)は、前記振分け要求送信手段からの送信に応じて、予め定められた所定期間(1日)において、前記振分け要求送信手段から送信された振分け元の記録媒体識別情報(カードID(振分け元))から特定される振分け元の所有遊技媒体数から振分けられた振分け遊技媒体数の合計(振分け総数(振分け元))と、前記振分け要求送信手段からの送信に応じて振分けられる振分け遊技媒体数(振分け玉数)との総数が、予め定められた上限数(制限値)を超過しているか否かを判定する超過判定手段(振分け玉数を加算した振分け総数(振分け元)が制限値を超えているか否かを判定するCPU152)を備え、

前記振分け処理手段は、前記超過判定手段による判定結果が超過していないとの判定結果であることを条件に、前記振分け処理を実施することを特徴としている。

この特徴によれば、所定期間において振分けされる振分け遊技媒体数を制限することができるので、過度に振分けが実施されることによる遊技場の不利益、例えば売上の減少等の発生を回避することができる。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の手段2に記載の遊技用システムは、請求項1、または手段1に記載の遊技用システムであって、

前記遊技用装置（カードユニット3）には、各遊技用装置を個々に識別可能な装置識別情報（装置ID）が記憶されており、前記振分け要求送信手段は、当該遊技用装置の装置識別情報を送信し、

前記管理装置（管理コンピュータ150）は、前記振分け要求送信手段から送信された装置識別情報を含む振分け履歴を記憶する振分け履歴記憶手段（記憶装置155；振分け履歴テーブル）と、前記遊技機の遊技情報を管理する遊技情報管理装置（ホールコンピュータ140）からの振分け履歴要求の受信に応じて、前記振分け履歴記憶手段に記憶されている振分け履歴を返信する振分け履歴送信手段（未送信の振分け履歴を特定した送信する処理を行うCPU152）とを備えることを特徴としている。

この特徴によれば、遊技情報管理装置において振分け履歴を確認することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の手段3に記載の遊技用システムは、請求項1、手段1、手段2のいずれかに記載の遊技用システムであって、

前記振分操作受付け手段（透明タッチパネル314、502）は、振分け遊技媒体数（振分け玉数）を遊技者から受付け、

前記振分け要求送信手段は、前記振分操作受付け手段にて受付けた振分け遊技媒体数を特定可能な情報を送信し、

前記振分け処理手段は、前記振分け元の記録媒体識別情報に対応付けて記憶されている所有遊技媒体数（持玉数）が、前記振分け要求送信手段から送信された前記情報から特定される振分け遊技媒体数以上であることを条件に、前記振分け処理を実施することを特徴としている。

この特徴によれば、遊技者は、所望する遊技媒体数を振分けることができる。